

京都市職員共済組合執務規程（昭和38年1月24日規程第1号）の一部を変更する規程を次のように制定する。

平成28年3月31日

京都市職員共済組合  
理事長 塚本 稔

京都市職員共済組合規程第8号

京都市職員共済組合執務規程の一部を変更する規程

別表第1事務局長の項第4号中、「短期給付及び長期給付に係る」を「短期給付に係る」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 長期給付の決定（改定を含む。）請求の審査及び進達に関すること。

附 則

この変更は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)